

平成16年度 第5回著作権ビジネス研究会 議事要旨

日時：平成16年11月5日（金）14:00～16:00

場所：CRIC 会議室

議案：1. 権利情報の公開・共有化の検討（ケーススタディ・4）  
2. その他

議事内容：

**議案1. 権利情報の公開・共有化（ケーススタディ・4）**

菅原主査から、昨年から続けている権利情報の公開・共有化の検討についてその必要性の整理があり、引き続き、具体例として JASRAC の内部的な実態を概略でご説明いただき、情報共有の目的をお話いただいた。

**【必要性】**

1. コンテンツがデジタルデータ化されて流通することで、コンテンツの支持物がなくなり、そこに附属していたインデックスもなくなった。そのためインデックス情報を明示し、共有する必要性が出てきた。
2. デジタルデータのオンライン配信によって、製造数と在庫管理という考え方がなくなり、多くの品揃えと個別ログ管理が出来るようになった。但し、データの入力・保管作業に関しては、ビジネスの当事者双方で行うことになるので、その人的負荷、コストの省力化を図るために共有情報の構築の必要性が出てきた。
3. 大量の情報を正確に交換できるというコンピュータ・ネットワークの特性を活かして円滑なビジネスインフラを整備する必要性が出てきた。

以上が、コンテンツの情報・権利情報の共有化の必要性。

**【具体例】**

JASRAC では、コンピュータ導入時以来、様々な情報を 100 以上のデータベースとして所有しており、データベースの構築にあたっては、作品や著作権者などに独自の ID を付与している。会員との信託契約から、利用者への許諾、使用料の徴収・分配までの動きの中で、それらデータベースの組み合わせとシステムの組み合わせによって作業を完結させている、ということの概略をご説明いただいた。

**【共有の目的】**

1. デジタルデータ化された、支持物のなくなったデータのコンテンツの権利情報の明示と保管
2. 権利情報、コンテンツ情報のデータ化による正確かつ迅速な情報交換
3. 作業負荷、コストの軽減
4. コンテンツの2次利用における権利情報の確認
5. 支持物がなくなって明示するものがなくなった場合に、一般消費者に対してコンテンツに関する情報を公開していくこと

→これらができることによってオンラインでのコンテンツ流通の基盤となる

→これらのデータを誰が作るのかを考えたとき、持っている人がまず作るのが良いのでは

ないか

以上のお話の後に参加者によるフリートーキングが行われた。

- アドミニストレーターをどこに求めたらよいか
- 利用者の立場からすると、一つのインターネットのブラウザの中に、ポータルとしてあればそれで充分であると思う。
- 1 曲の使用報告を 3 社にしなければならぬようなとき、それぞれへの報告内容・フォーマットが違くと非常に煩わしいので、そういった矛盾がこの検討で解消されるとよい。報告し易くするコストの低さと手間のかからなさが要求される。
- 商店街のように、真ん中に大きな道があってその両側にお店がならんでおり、必要なものを買うときには必要なお店に入る…というイメージでよいのではないか。
- 業界内のビジネス部分にからんで、商店街への出店を躊躇するような場合も考えられるのではないか。
- 共有化する際に、標準化やガチガチのルールを作る必要はないが、大枠のレギュレーションは必要ではないか

などの意見が出された。

以上